地域包括支援センターこまえ苑(指定介護予防支援事業所)
重要事項説明書

＜令和 6 年 4 月 1 日現在＞

１．事業者が提供するサービスについての相談窓口

＜電話＞ ０３－３４８９－２４２２（包括直通）
＜受付時間＞ 月～土の午前８：３０～午後５：３０
（日曜、祝日、年末年始を除く）

２．地域包括支援センターこまえ苑（指定介護予防支援事業所）の概要

（１）介護予防支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	地域包括支援センターこまえ苑
所在地	東京都狛江市岩戸南４－１７－１７
介護保険指定番号	介護予防支援（指定番号１３０４５０００３４）
サービスを提供する地域	狛江市
管理者	小木　都紀子

（２）事業所の職員体制

職員体制 ＼項目	職種	人員
管理者		１名
従事者	主任介護支援専門員	１名以上
	保健師・看護師	２名以上
	社会福祉士等	１名以上
	介護支援専門員	１名以上
事務職員		１名以上

（３）営業日

月～土	午前８時３０分～午後５時３０分

※休業日は、日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）です。

３．介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

（１）利用契約の締結
所定の文書により契約を結びます。

（２）アセスメント（家庭訪問による課題把握）
ご利用者様・ご家族様のお話を伺いながら、解決すべき課題点を把握します。これは、介護予防サービス計画を立てるために行うものです。

（３）介護予防サービス計画（ケアプラン）原案の作成
ご利用者様と相談の上で介護予防サービス計画の原案を作り、利用するサービスの内容や頻度、それに伴う費用を提示します。

（４）サービス提供事業所との連絡調整
介護予防サービス計画に対する合意が得られると、サービスの提供事業所との連絡調整をします。その際、複数の事業所の紹介を求める事、選定理由の説明を求める事ができます。

（5）サービス担当者会議の開催
ご利用者様と関係者の援助方針の確認を行います。

（６）サービスの利用
サービス提供事業所からサービスの提供がなされます。

（７）モニタリング（経過観察・再評価）
計画の目標やサービスの提供がご本人の状態に合っているかを確認するために定期的にご利用者様と居宅で面接し、その結果を記録します。
また、ご利用者様の同意、医師及び関係事業所からの合意に基づき、ご利用者様の状態に変化がない事を前提としたうえでテレビ電話等による面接に変更する場合があります。この場合でも６月に1回は居宅を訪問します。
状態の変化が生じた場合には、介護予防サービス計画を適宜見直し、認定区分変更申請等の必要な対応をします。

□（2）～（7）までの業務について地域包括支援センター運営協議会で承認を受けた下記の居宅介護支援事業所へ委託いたします。

居宅介護支援事業所名
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．サービスの終了

（１）ご利用者様の都合でサービスを終了する場合は、いつでも解約できます。

（２）事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は､終了１ケ月前までに文書で通知いたします。

（３）自動終了

下記の場合は、双方いずれかからの通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

① 介護保険施設に入所した場合
② 要支援及び要介護認定区分が、非該当（自立）と認定され、かつ事業対象者にも該当しない場合
③ 要介護認定区分が要介護度１～５と認定された場合
④ 事業所が担当する区域の被保険者でなくなった場合
⑤ お亡くなりになった場合

（４）その他

ご利用者様やご家族様などが事業者や事業者の担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合がございます。

５． 医療との連携

（１）入退院時の連携

ご利用者様が入院された場合には、入院先の病院に担当者の氏名、連絡先をお伝えください。退院に向けて入院先の病院と連携を取り、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援します。

６．利用料金

（１）利用料

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、下記の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日狛江市の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

＜指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに要する費用＞

区分	単位数	１単位当たりの単価	金額
イ（通常月）	442	11.12円	4,915円
イ＋ロ（初回月）	742（442＋300）		8,251円
イ＋ハ	742（442＋300）		8,251円
イ＋ロ＋ハ	1,042（442＋300＋300）		11,587円

イ：介護予防支援費　ロ：初回加算　ハ：委託連携加算

（２）キャンセル料金
料金はかかりません。
（３）　交通費
前記２の（１）のサービスを提供する地域(狛江市)にお住まいの方は無料です。市外地域の方や、市外まで地域包括支援センター職員が訪問する必要がある場合は、交通費の実費が必要です。なお、自動車を使用した場合の交通費は、市境を超えて概ね１㎞につき１０円いただきます。
（４）介護記録・証書等の閲覧・複写
ご利用者様に関する介護記録・証書等の閲覧の希望がある場合は、規定に基づき対応いたします。事務手数料やコピー代として実費をご請求することがあります。
（５）その他
支払方法
料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月１５日までに前月分の請求をいたしますので、その月の３０日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。
お支払い方法は、銀行振込、口座引落のいずれかから、ご契約の際に選べます。

７．　秘密保持
（１）事業者及び事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者様又はそのご家族様の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。退職後においても同様とします。
（２）当事業所は、サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いる場合はご利用者様の同意を、ご利用者様ご家族様の個人情報を用いる場合は当該ご家族様の同意を、あらかじめ文書により得ます。

８．高齢者虐待の防止
事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に揚げるとおり必要な措置を講じます。
（１）虐待防止に関する責任者を選定します。
虐待防止に関する責任者　苑長　石橋　啓一
（２）成年後見制度の利用を支援します。
（３）職員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
（４）サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに市区町村に通報します。

９．身体拘束の適正化
（１）ご利用者様又は他のご利用者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

（２）やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者様の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

１０．感染症等への対策

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６か月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

（３）職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１１．業務継続計画の策定等について

（１）感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（２）職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（３）定期的に業務継続計画の変更を行います。

１２．ハラスメント

事業者は、継続的なサービス提供のために、職場におけるあらゆるハラスメントに対して、以下の措置を講じます。なお、当該ハラスメントには、ご利用者様及びご家族様等から職員に対する著しい迷惑行為も含みます。

（１）ハラスメント防止に関する指針を明確化し、管理・監督者を含む職員に対してその方針を周知・啓発します。

（２）職員及びご利用者様・ご家族様等からのハラスメントにかかる相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備します。

（３）サービス利用にあたっての禁止事項について

事業者は、職場においてもハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指しています。ハラスメント行為を防止することでご利用者様により良いサービスを継続してご利用いただけることにも繋がりますので、サービス利用にあたって次のことを禁止事項とさせていただきます。

①職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
②パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為

１３．事故発生時の対応

（１）ご利用者様に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかにご利用者様及びご家族様等、市役所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（２）前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

（３）ご利用者様に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

１４．事業者の介護予防支援サービスの特徴等

（１）運営の方針

①ご利用者様に対する十分な説明とご利用者様の合意の上、「利用者本位」と「自立支援」を二大原則に、効果的、効率的な介護予防支援サービスに努めます。

②行政機関をはじめ、地域の保健・医療・福祉サービス提供機関、住民組織等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

③常にサービスの質の向上に努めます。

１５．サービス内容に関する相談・苦情

（１）当事業所における相談・苦情担当

当該サービスに関する相談・苦情担当	担当窓口 （看護師）　小木　都紀子 (主任介護支援専門員)田中　麻希子 （保健師）　石橋　眞弓 （精神保健福祉士）　山田　可奈 （社会福祉士）　片桐　未来 （看護師）　鈴木　晶子	8:30～17:30 日・祝・年末年始を除く	ＴＥＬ 03-3489-2422 ＦＡＸ 03-3489-2587
苦情受付担当者	こまえ苑　総務課 石黒昌和　長澤 肇 佐竹和江	8:30～17:30 日・祝・年末年始を除く	ＴＥＬ 03-3489-2404 ＦＡＸ 03-3489-2587
苦情解決第三者委員	谷田部　高史　氏	狛江市東和泉在住	03-3489-1855
	松坂　誠　氏	狛江市駒井町在住	03-3488-1205

（２）苦情解決の流れ

福祉サービス利用者	※苦情申出人は、ご利用者様、そのご家族様、代理人です。 ※申出は、口頭・文書のいずれかにより受け付けます。書面による場合は、所定の様式によるものとします。

苦情の受付	※通常は、苦情受付担当者が窓口となります。 ※祝日・休日を除く、月曜日から金曜日の午前８時３０分から午後５時３０分までの時間に受付けます。 ※受付けた苦情は、苦情解決責任者へ報告します。
苦情解決のための話し合い	※苦情申出人と苦情解決責任者は、苦情申出から２週間以内に話合いを行います。 ※苦情申出人が希望した場合は、調整、助言を受けるなどしたうえ、苦情解決に努めます。

（３）その他

当事業所以外に、市区町村東京都及び東京都国民健康保険団体連合会でも苦情相談を受け付けております。

狛江市役所	狛江市役所の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。	高齢障がい課介護保険係 月～金　8：30～17：30	03-3430-1111
		介護保険相談専用電話 第１・３木曜 13：00～16：00	03-3430-1631
東京都　介護保険相談窓口		月～金　9：00～12：00 13：00～16：30	03-5320-4597
東京都国民健康保険団体連合会		月～金　9：00～17：00	03-6238-0177

１６．事業者の概要

名称	社会福祉法人狛江福祉会　こまえ苑
代表者	理事長　　須田　眞立
所在地	東京都狛江市岩戸南４－１７－１７
電話番号	０３－３４８９－２４２２
定款の目的に定めた事業	（１）特別養護老人ホームの経営 （２）老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰの経営 （３）老人短期入所事業の経営 （４）老人居宅介護等事業の経営 （５）居宅介護支援の経営 （６）地域包括支援センターの経営 （７）その他これに付随する業務

施設・拠点等	特別養護老人ホーム	１か所
	短期入所生活介護	１か所
	通所介護	１か所
	認知症対応型通所介護	１か所
	訪問介護	１か所
	居宅介護支援事業	１か所
	地域包括支援センター	１か所

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

利用者

＜住　所＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏　名＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人）

＜住　所＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏　名＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

＜所在地＞　東京都狛江市岩戸南四丁目１７番１７号

＜名　称＞　社会福祉法人狛江福祉会

理事長　須田　眞立

地域包括支援センターこまえ苑

（指定介護予防支援事業所）

＜説明者＞　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿